

市民病院の公設民営化の経過について

1 抜本的な経営改革の必要性

市民病院の経営は、

- ・ 弱い経営体質
- ・ 病院の運営を支える医師、看護師が不足
- ・ 医師、看護師の不足に伴い、医業収支が悪化
- ・ 不良債務が拡大
- ・ 病院の建物が老朽化し、療養環境や人材確保の面で近隣医療機関との格差が拡大

市の財政は、

- ・ 市税や地方交付税等の一般財源収入が減少 ～三位一体の改革～
- ・ 高齢化の進行に伴う経費が増加
- ・ 過去の借入金の元利償還がピークとなり、公債費負担が増加
- ・ 基金の現在高が減少
- ・ 病院事業に対する繰出基準に定めのない追加繰出の増加

このまま抜本的な改革を行わずに市民病院の経営を続けていけば、

- ◇ 数年のうちに巨額の不良債務が累積し、市の財政が立ち行かなくなります。
- ◇ 市民病院の存続が不可能となり、市民の医療、職員の雇用の場を守ることができなくなります。
- ◇ これからも、市民病院が地域の中核病院として存続し、市民の医療をしっかりと守っていくためには、経営体制を含めた抜本的な経営改革を行うことが急務です。



民間ノウハウによる病院経営の効率化と地域医療の維持・充実を図るとともに、厳しい財政状況の下で新病院建設の見通しを確かなものとしていくため、指定管理者制度に移行します。

2 経営改革による効果

指定管理者制度への移行に際して、一時的に一般会計の財政負担の増加（退職手当債の償還費用、既存の病院事業債の償還費用など）を伴うものの、

◇ **将来の未確定債務（不良債務の累積）の解消という大きなメリットが得られること**

（不良債務の心配がなくなる：毎年、新たに4億円以上の発生見込み → ゼロ）

◇ **病院の存続が可能となるうえ、市民医療の充実が期待できること**

（常勤医師の充足、がん・ハートセンターなど特色ある医療の展開、土曜日診療の実施）

◇ **職員の再就職の場を確保できること**

（再就職を希望する職員を優先的に採用）

◇ **新病院建設の見通しが開けてくること**

（民間のノウハウにより大幅なコストダウン、建設費は基本的に指定管理者と折半）

◇ **民間の経営ノウハウにより、自主自立の病院経営が行われること**

（市から指定管理者に交付する政策医療等交付金は原則として交付税算入額の範囲内）

◇ **公立病院改革ガイドラインに基づく国の財政支援措置が受けられること**

（不良債務返済に係る公立病院特例債の発行及び利子負担に対する交付税措置など）

3 市民病院の経営改革に係るこれまでの主な取り組み

(年月日)

平成19～20年

(主な取り組み)

4/ 5	氷見市民病院経営改革委員会設置(第1回4/5～第3回5/25)
5/25	氷見市民病院経営改革委員会答申
6/ 1	病院経営改革推進PT設置(第1回本部会議6/6、以降随時開催)
6/ 7～20	6月定例市議会において質疑応答
6/ 8～14	病院管理職員説明会
6/18	市議会病院改革特別委員会(以降随時開催)
6/19～25	病院職員説明会
6/22	市民病院経営改善検討市民委員会
6/25	市民病院建設予定地選定委員会設置(第1回7/4～第3回8/17)
7/10～19	病院・本庁等職員説明会
7/18	行政改革推進市民懇話会
7/20	公設民営化方針発表、職員労働組合に申入れ、病院・本庁等職員協力依頼
7/27	職員労働組合が県労働委員会へあっせん申請
7/31	職員労働組合が県労働委員会へ不当労働行為救済申立、労働協約破棄申入れ
8/	国・県及び市長会に制度要望(医師・看護師確保対策、経営改革支援)
8/ 6	自治振興委員連合会役員会
8/17	市民病院建設予定地選定委員会答申
8/20～25	第1回市民病院経営改革タウンミーティング(各中学校区6ヶ所)
9/ 5～19	9月定例市議会 において質疑応答、 病院設置条例改正案可決
9/20～10/4	指定管理者を公募(応募は2法人、うち1法人辞退)
10/11	指定管理者選定委員会(第1回10/11～第3回10/30)
10/30	第3回指定管理者選定委員会で学校法人金沢医科大学を候補者に内定
11/ 6	学校法人金沢医科大学を指定管理者候補者に決定、記者発表
11/17	大学間連携協議会準備会開催
11/19	学校法人金沢医科大学と仮基本協定を締結
11/21	臨時市議会 において質疑応答、 学校法人金沢医科大学を指定管理者に議決
11/22	学校法人金沢医科大学と基本協定・細目協定を締結、調印式
11/21～12/1	第2回市民病院経営改革タウンミーティング(旧町村単位21ヶ所)
11/30	金沢医科大学氷見市民病院開設準備室設置
12/ 5～18	12月定例市議会 において質疑応答、 病院設置条例・職員定数条例改正案可決
12/ 6	氷見市民病院の医療の充実について富山県知事・富山県議会へ要望
12/21	自民党富山県議会議員会市民病院視察・要望
12/25～	金沢医科大学氷見市民病院就職相談窓口設置
12/27～ 1/10	優先採用に係る第1次職員募集
1/15～28	優先採用に係る第2次職員募集
2/ 5	行政改革推進市民懇話会・市民病院経営改善検討市民委員会合同会議

4 指定管理者選定の経緯

平成19年11月6日、氷見市民病院の指定管理者候補者を次のとおり決定し、記者発表を行った。

- ① 応募団体（1団体） 学校法人 金沢医科大学
- ② 選定団体 学校法人 金沢医科大学

③ 選定理由

「安定的な地域医療の確保」、「医療機能」、「病院の健全運営」、「新病院建設」、「職員受入」など、募集に当たっての条件を満たしており、候補者として適当である。

④ 主な評価事項

- ・ 現行の診療科目の維持に加え、不足している常勤医師の充足、土曜診療の実施、さらには、循環器・消化器領域のセンター設置など、地域の中核病院としての医療機能の充実が期待できる。
- ・ 救急医療、小児医療、へき地医療などの政策的医療機能が確保できる。
- ・ 富山大学、金沢大学、金沢医科大学の3大学の協力の下、地域医療への貢献が期待できる。
- ・ 大学病院としての機能の一部を併せ持つことにより、将来の医師、看護師等の人材確保が期待できる。

⑤ 選定の経過

第1回選定委員会 10月11日（木）

- ・ 金沢医科大学のプレゼンテーションを受けた後、申請書類等に基づき審議。
- ・ 議論が集中した項目について、金沢医科大学への質問事項として取りまとめ。

第2回選定委員会 10月19日（金）

- ・ 第1回選定委員会の質問事項に対する金沢医科大学の回答を中心に審議。
- ・ 市民代表委員5人から、金沢医科大学を候補者に内定するよう動議が出されたが、富山大学内での意見の調整が必要とされ、委員長提案により継続審議となった。

第3回選定委員会 10月30日（火）

- ・ 議論の結果、選定委員会の結論として、全会一致で、金沢医科大学を候補者に決定。ただし、市と大学との間で調整が必要な事項もあり、内定として発表。
- ・ 委員長から次の2つの付帯意見が示されたことから、付帯意見に対する金沢医科大学の回答を踏まえ、内定から決定への判断は市の責任で行うこととされた。
 - (1) 医師確保のため3大学の協議会を立ち上げ、協議会を機能的なものとする。
 - (2) 金沢医科大学氷見病院の名称は、市民の意見等も踏まえ柔軟に対応する。

<付帯意見への対応>

- ・ 3大学協議会の設置について、富山・金沢両大学病院長から了解が得られており、金沢医科大学が正式に指定議決された後、具体化していくとの回答が得られた。
- ・ 病院の名称は、選定委員会の方の意見を踏まえ、金沢医科大学と相談の上、「市民」の2文字を取り入れることとし、病院設置者である市長が「金沢医科大学氷見市民病院」に決定し、議会に提案することとした。

5 金沢医科大学の主な提案概要

	項目	主な提案内容
I 基本的事項	・病院の名称	・金沢医科大学氷見市民病院
	・指定期間	・20年(H20～39年度)
	・事業運営資金	・大学法人本部からの借り入れを予定
	・政策医療等交付金	・救急医療、高度医療、地域医療支援及び医師確保対策等に対する補助金交付
	・施設使用の対価	・医療機器等に係る減価償却費相当額の1/2、借地料及び保険料を負担(新病院建設に係るものは別途負担)
	・利用料金制	・適用
	・事務の引継	・指定議決後、病院内に準備室設置
	・会計の独立	・独立採算(氷見市民病院特別会計)
	・管理運営協議会	・管理運営委員会を設置(市長、病院経営責任者、病院長ほか)
II 新病院の建設	・事業計画	・協定締結後、早急に市と協議機関を設置、平成22年4月新病院開院目途
	・病院の規模	・病床数250床(一般200、回復リハ50床)、ICU及び救急医療センターを有する施設
	・新病院の建設費負担	・使用の対価として、毎年度、施設等に係る元利償還金の1/2、医療機器等に係る減価償却費の1/2を負担
	・建設用地	・市側で用意
III 指定管理者が実施する医療機能	・標榜診療科	・当面、現在の診療科(20科目)は継続。なお、新病院建設に当たっては、市民の医療ニーズ等を考慮して検討。脳神経外科、泌尿器科、耳鼻咽喉科の常勤医の充足
	・外来診療体制	・外来診療時間は午前9時～午後5時、土曜診療(午前9時～12時45分)を実施 ・休業日は、日曜・祝日、12/29～1/3、6/1(開学記念日)、8/15を予定
	・診療科横断的な外来診療	・循環器科、消化器領域のセンター設置、内科系・外科系診療科の連携医療、がんの診療科横断的な連携医療を展開
	・一般病床	・混合病床を基本、看護師配置は10対1
	・職員の採用、配置計画	・医師35名以上、看護師等その他の職員については現職員の応募状況を確認し、不足人員は年度内に公募を実施し充足
	・医師の確保	・本院からの氷見勤務医師確保、地元3大学の連携協力体制の構築、医局との関係を有しない医師の確保、不足が生じる場合は責任をもって派遣
	・看護師の確保	・当面は、募集活動と現在の在職者への働きかけ、次年度以降は、募集・採用活動の強化、奨学金制度及び委託養成方式の検討、若手看護師の確保と定着促進方策
	・救急医療	・各専門診療科が連携協力して救急診療に当たる、新病院建設時は、ICUを含め救急医療施設を充実させ、救急診療部を設置
	・回復期リハビリ病棟	・急性期を脱した患者の早期社会復帰を図るため、回復期リハビリテーション病棟の設置を検討
	・人工透析	・地域の通院透析患者が安心して透析が受けられるよう配慮、夜間透析を継続実施
	・へき地巡回診療	・市民病院として必須、現在の巡回診療を継続実施
	・結核病床	・結核病床は維持
	IV 職員の処遇	・再就職を希望する職員の受入条件
・人事制度、給与体系		・原則として、本学の就業規則及び給与規則等による、医師は診療実績等を考慮した新たな手当を検討、退職手当は最高60月 ・定年は医師(教授)65歳、医師(教授以外)63歳、その他の職員62歳、 ・勤務時間は週39.5時間、4週6休制 ・私立学校共済制度加入 ・全職員を対象に人事評価を実施

6 市民病院の管理運営に関する基本協定及び細目協定の概要

*表中(基)は基本協定、(細)は細目協定の略

項目	条	主な協定内容(甲:氷見市、乙:学校法人金沢医科大学)
協定の目的	(基)1	・指定管理者として指定された乙が、市民病院の管理運営に関する業務を適正かつ円滑に実施するために必要な基本事項を定める。
指定管理期間	(基)3	・この協定の期間は、平成20年4月1日から平成40年3月31日までとする。
市民病院の名称	(基)4	・市民病院の名称は、金沢医科大学氷見市民病院とする。
指定管理業務の範囲	(基)13	(1) 市民病院における診療及び検診に関する業務 (2) 市民病院の利用に係る料金の徴収に関する業務 (3) 市民病院の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務
診療	(基)14	・乙は、設置条例に定める診療科目及び病床に係る医療機能を提供するものとする。
政策的医療	(基)16	(1) 24時間365日の救急医療 (2) 小児救急医療 (3) へき地巡回診療 (4) 結核病床の設置 (5) 災害時医療
地域医療連携	(基)17	・乙は、地域のかかりつけ医等と連携し、これを支援しながら、地域全体の医療供給体制の向上を図る。 ・乙は、地域医療連携を円滑に進めるため、院内に地域医療連携室を設置し、患者サービスの充実に努める。
医療従事者の確保・育成等	(基)18	・乙は、医師、看護師等必要な医療従事者を確保・育成し、良質かつ安定的な医療の提供のために必要な研修等を行い、その資質の向上を図る。 ・乙は、医師の確保に当たって、広く優秀な人材の確保に努める。
医療事故等の対応	(基)19	・乙は、医療行為等に係る事故により、患者及びその他の第三者に対し損害を与えた場合は、速やかに適切な措置をとるとともに、甲に報告する。 ・事故が発生した場合、甲及び乙は、互いに協力して相手方に対し誠意をもって対応する。
	(細)3	・市民病院で発生した医療行為等に係る事故により、患者及びその他の第三者に損害を与えた場合、その責めは原則として乙が負う。 ・乙は、前項の損害に対する賠償を行うため、甲及び乙を被保険者とする賠償責任保険に加入し、その保険料は、乙が負担する。
利用料金	(基)20	・利用料金は、設置条例の規定に基づき、乙が徴収のうえ、乙の収入として收受するものとし、これに係る事務及び経費については、乙の負担とする。
	(基)21	・利用料金は、乙が設置条例に規定する利用料金の範囲内において定める。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承認を受けるものとする。
施設、設備等の維持管理	(基)22	・乙は、甲の財産である市民病院の土地(借地を含む。)、建物、設備及び附帯施設について、維持管理を行う。 ・乙は、施設等を指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。
	(細)4	・乙は、施設等の維持管理において、法令等の定めに基づく資格者の配置が必要な場合は、遅滞なく当該資格者を配置する。

項目	条	主な協定内容（甲：氷見市、乙：学校法人金沢医科大学）
		<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の維持管理の基準は、仕様書に定める。 ・施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。
施設等の改良、改修及び修繕	(基)23	・施設等の改良、改修及び修繕工事に係る費用負担等の必要な事項は、細目協定に定める。
	(細)5	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の改良工事等は、20万円未満（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の軽易なものを除き、甲乙協議のうえ行う。 ・施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等であって、1件100万円を超えるものをいう。）及び改修工事（施設等の機能維持のために必要な工事等であって、1件100万円を超えるものをいう。）は、甲の負担で行う。ただし、甲は、乙の承諾を得て、これに係る業務を乙に委託することができる。 ・前項の施設等の改良工事及び改修工事に該当しない1件100万円以下の修繕工事等は、乙の負担で行う。
医療機器及び備品の維持管理	(基)24	・乙は、甲の購入した医療機器及び備品について、常にその現状を明らかにし、適正な維持管理を行う。
	(細)6	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機器及び備品の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。 ・医療機器等の修繕の費用は、乙の負担とする。 ・乙は、甲が購入した医療機器等が、使用不能になった場合は、速やかに甲に報告し、甲の承諾を得て、乙の負担でこれを廃棄又は処分する。 ・乙は、風水害等の自然災害その他の事故により、医療機器等が滅失又はき損した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従う。 ・医療機器等の更新又は新規の購入は、20万円未満の軽微なものを除き、甲乙協議のうえ行う。 ・医療機器等の更新又は新規の購入の費用負担は、次のとおりとする。 (1) 1件100万円を超える医療機器等の更新又は新規の購入は、甲の負担で行う。ただし、乙が乙の負担で行う場合は、この限りではない。 (2) 1件100万円以下の医療機器等の更新又は新規の購入は、乙の負担で行う。
病院機能評価	(基)25	・乙は、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価の認定を受け、良好な医療機能を保持しなければならない。
会計・経理の原則	(基)27	・乙は、乙の行う他の事業と区分して、市民病院に係る特別会計を設ける。
経費の負担	(基)28	・乙が指定管理業務を行うために必要な経費は、別に定めのある場合を除き、乙の負担とする。
政策的医療等交付金	(基)29	・甲は、政策的医療の提供に要する費用及び市民病院の健全な管理運営を図るため甲が特に必要と認める費用に充てるため、政策的医療等交付金を予算の範囲内で乙に交付する。
	(細)7	<ul style="list-style-type: none"> ・甲は、毎事業年度、政策的医療等交付金を政策的医療等交付金交付要綱に基づき乙に交付する。 ・交付金の額は、次の各号により算出した額をそれぞれ合算した額とする。 (1) 甲が交付を受ける当該年度の地方交付税に病院事業に係る費用として算入された額。ただし、病院事業債に係るものを除く。 (2) 市民病院の健全な管理運営を図るため甲が特に必要と認める額
補助金	(基)30	・甲は、市民病院の管理運営に関して国及び富山県からの補助金の交付を受けた場合は、交付された補助金相当額を乙に交付する。ただし、当該補助事業を甲の負担で行う場合は、この限りではない。
指定管理者負担金	(基)31	・乙は、甲の市民病院に係る費用に充てるための負担金として、毎事業年度、甲に指定管理者負担金を支払う。

項目	条	主な協定内容（甲：氷見市、乙：学校法人金沢医科大学）
	(細)9	<ul style="list-style-type: none"> ・甲は、毎事業年度、指定管理者負担金の額を決定し、支払期限を定めて乙に通知する。 ・負担金の額は、次の各号により算出した額をそれぞれ合算した額とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成20年度以降に甲の負担で取得する市民病院の資産（第3号に掲げるものを除く。）に係る毎事業年度の減価償却費相当額の2分の1 (2) 平成19年度以前に甲が取得した市民病院の資産（医療機器等に限る。）に係る毎事業年度の減価償却費相当額の2分の1 (3) 甲が新病院建設に充てるために借り入れた病院事業債（医療機器等の購入及び土地の取得に係るものを除く。）に係る毎事業年度の元利償還金相当額の2分の1 (4) 甲が負担する病院事業の用に供する土地の年間借地料相当額 (5) 甲が負担する市民病院に係る社団法人全国市有物件災害共済会の年間保険料相当額
算出方法の見直し	(細)10	<ul style="list-style-type: none"> ・甲及び乙は、市民病院の健全な管理運営を図るため必要と認める場合は、政策的医療等交付金及び指定管理者負担金の算出方法の見直しを行うことができる。
事業計画	(基)32	<ul style="list-style-type: none"> ・乙は、指定管理業務に係る事業計画書を作成し、甲に提出して承認を得る。
	(細)11	<ul style="list-style-type: none"> ・乙は、5年間を計画年次とする中期事業計画書及び年度別事業計画書を作成し、当該事業年度の前年の10月末日までに、甲に提出する。ただし、平成20年度分に係る事業計画書の提出期日は、甲乙協議して定める。 ・中期事業計画書及び年度別事業計画書は、医療提供計画書、施設管理計画書及び収支計画書により構成される。
事業報告	(基)33	<ul style="list-style-type: none"> ・乙は、毎事業年度終了後2月以内に前条第1項の事業計画書に対応する事業報告書を作成し、甲に提出する。
計算書類	(基)34	<ul style="list-style-type: none"> ・乙は、毎事業年度終了後2月以内に、地方公営企業法第30条第1項の規定に準じた書類を作成し、甲に提出する。 ・乙は、会計に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。
調査等	(基)37	<ul style="list-style-type: none"> ・甲は、指定管理業務の実施の適正を期すため、乙に対して、指定管理業務又はこれに伴う経理の状況に関し調査し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。 ・甲は、前項の規定により調査等を行った結果、乙が関係法令、この協定等に違反した場合又は業務の執行が不適切と認められた場合は、乙に対し改善等の必要な指示を行う。 ・乙は、前項の規定により指示を受けた場合は、速やかに適切な処置をとらなければならない。
管理運営委員会の設置	(基)38	<ul style="list-style-type: none"> ・甲は、市民病院の運営に関する報告、協議及び調整並びにこの協定の見直しを目的とした市民病院管理運営委員会を設置する。
協議による指定の取消し	(基)44	<ul style="list-style-type: none"> ・甲又は乙は、指定管理業務の継続等が困難と判断した場合は、2年以上の猶予をもって、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができる。 ・前項の規定により指定の取消しを行った場合に発生する損害等の負担は、甲乙協議して決定する。
事情変更	(基)47	<ul style="list-style-type: none"> ・この協定締結後において、社会情勢、経済情勢等に著しい変化があった場合は、甲乙協議してこの協定の規定を変更することができる。